

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○平成19年度（第36回）採石業務管理者試験の実施.....（資源エネルギー課）	25
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	25
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	26
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	26
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（河川課）	26
○河川予定地の指定の一部改正.....（河川課）	26
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災課）	26
○宅地建物取引業務の停止処分.....（建築指導課）	27
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	27
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	27
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	27

告 示	
北海道告示第555号	
採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成19年度（第36回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。	
平成19年8月17日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 試験期日及び試験時間	平成19年10月12日（金）午前10時から正午まで
2 試験地及び試験場所	
（1）試験地	札幌市、函館市、江差町、俱知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
（2）試験場所	受験票により受験者に通知する。

3 試験科目	
（1）岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）	
（2）岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	
4 受験願書提出先	受験希望地に所在する支庁の産業振興部商工労働観光課に提出すること。
5 受付期間及び受付時間	平成19年9月3日（月）から25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで。 なお、郵送等の場合は、平成19年9月25日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
6 提出書類	
（1）受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によること。）	
（2）写真（縦5センチメートル、横4センチメートルとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）	
7 受験手数料	受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
8 その他	受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁産業振興部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所	増毛郡増毛町暑寒沢830（次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的	魚つき
3 指定施業要件	
（1）立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成19年 8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇18の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成19年 8月20日に道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成19年 8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 下川愛別線
- 3 道路の区域
- | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|--|--------|----------------------|-----------|-----------|
| 上川郡愛別町字北町400番地先から
上川郡愛別町字北町144番地先まで | 前 | 14.54mから
34.80mまで | 1,255.90m | ―― |
| | 後 | 14.54mから
34.80mまで | 1,267.53m | ―― |

北海道告示第559号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第

49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成19年 8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系ベベルイ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成19年 8月17日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 左岸 富良野市字大沼79番地先から同字鳥沼202番2地
先まで及び同199番地先から同195番3地先まで
右岸 富良野市字大沼733番1地先から同1021番先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 31,009.09㎡

北海道告示第560号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成19年 8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川ベベルイ川の項図面の欄中「第1号図から第3号図まで」を「第1号図の2、第2号図の2、第3号図の2」に改める。

北海道告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。
平成19年 8月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目10（Ⅱ－1－7－560）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を小樽土木現業所及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供

する。)	(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道告示第562号 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。 平成19年8月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 所 在 地 江別市野幌末広町16番地4 2 商号又は名称 株式会社スペース 3 代 表 者 氏 名 代表取締役 穂山 学 4 免 許 証 番 号 北海道知事石狩(1)第7304号 5 業務停止の期間 平成19年8月21日から8月25日までの5日間 6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務	道教育庁空知教育局告示 北海道教育庁空知教育局告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年8月17日 北海道教育庁空知教育局長 山 田 寿 雄 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 166台（職業科高等学校4校） (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 87台（普通科高等学校2校及び知的障害養護学校1校） 2 落札を決定した日 平成19年8月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 イ 住 所 大阪市北区中之島3丁目2番18号 (2)ア 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 イ 住 所 大阪市北区中之島3丁目2番18号 4 落札金額 (1) 1,230,180円 (2) 484,995円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年6月22日付け北海道教育庁空知教育局告示第12号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目
道教育庁後志教育局告示 北海道教育庁後志教育局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年8月17日 北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（64台分） 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成19年7月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 N T Tファイナンス株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番1号 4 落札金額 463,680円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年6月15日付け北海道教育庁後志教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年8月17日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第14号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 安全運転管理者等（第13条―第18条）」を「第 6 章 安全運転管理者等
第 6 章の 2 車両の使用制
（第13条―第18条）
限等（第18の 2 ―第18条の 4 ）」に改める。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章の 2 車両の使用制限等

（車両の使用者に対する指示）

第18条の 2 法第22条の 2 第 1 項、第58条の 4 又は第66条の 2 第 1 項の規定による車両の
使用者に対する指示は、指示書（別記様式第21号の 2 ）を交付して行うものとする。
（使用制限書）

第18条の 3 法第75条第 9 項（法第75条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規
定により車両の使用者に交付する文書は、車両の使用制限書（別記様式第21号の 3 ）と
する。

（報告又は資料の提出要求）

第18条の 4 法第75条の 2 の 2 第 2 項の規定により自動車の使用者に対し、必要な報告又
は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書を交付して行うものとする。

別記様式第21号様式を削り、別記様式第20号の 3 の次に次の 3 様式を加える。

別記様式第21号（第18条、第18条の 4 関係）

第 号
年 月 日

報告・資料提出要求書

殿

公安委員会 印

第1項
第2項

道路交通法第75条の2の2の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出
を要求します。

記

報告又は資料提出を 要求する理由	
報 告 事 項	
提 出 す る 資 料	
報 告、 提 出 期 日	年 月 日（ ） 時 ころ
報 告、 提 出 先	方面 警察署 課

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の 2（第18条の 2 関係）

第 号
年 月 日

指示書

殿

公安委員会 印

第22条の2第1項

道路交通法第 58 条 の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

第66条の2第1項

記

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項		最高速度違反 など、過積載運転違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。 過労運転違反
指示の理由		
指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限を受けることがあります。		

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会（北海道警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立て又は審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の3（第18条の3関係）

	第	号
	年	月
		日
車両の使用制限書		

殿

公安委員会



第75条第2項
道路交通法第75条の2第1項の規定により、次のとおり車両の使用を制限する。
第75条の2第2項

記

命令の年月日	年	月	日
使用者の氏名及び住所 （法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名）			
車両の使用の本拠の位置 及び名称			
車両の登録番号又は車両 番号標の番号			
運転禁止の期間	年	月	日から 日まで
運転禁止の理由			

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会（北海道警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立て又は審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）
 - 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項から附則第6項を1項ずつ繰り上げる。
-